東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱

制定　４都市基調第 574 号
令和４年 11 月 21 日
改正　４都市基調第 630 号
令和４年 12 月 14 日
改正　５都市基調第 404 号
令和５年８月 25 日
改正　５都市基調第 570 号
令和５年 11 月 10 日
改正　５都市基調第 718 号
令和５年 12 月 27 日
改正　６都市基調第 626 号
令和６年 11 月８日
改正　６都市基調第 773 号
令和７年１月 24 日
改正　７都市基モ第 52 号
令和７年４月２日
改正　７都市基モ第 269 号
令和７年９月 26 日
改正　７都市基モ第 765 号
令和８年３月 31 日
最終改正　８都市基モ第 86 号
令和８年７月 23 日

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域経済を支える重要な社会インフラである物流、都民の日常生活と関わりの深い乗合バス事業、貸切バス事業及びタクシー事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）自動車

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

（2）一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「事業法」という。）第 2 条第 2 項に規定する事業をいう。

（3）特定貨物自動車運送事業

事業法第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。

（4）貨物軽自動車運送事業

事業法第 2 条第 4 項に規定する事業をいう。

（5）一般乗合旅客自動車運送事業

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 3 条第 1 号イに規定する、乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。

（6）一般貸切旅客自動車運送事業

運送法第 3 条第 1 号ロに規定する、一個の契約により乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。

（7）一般乗用旅客自動車運送事業

運送法第 3 条第 1 号ハに規定する、一個の契約により乗車定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。

（8）特定旅客自動車運送事業

運送法第 3 条第 2 号に規定する、特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業をいう。

（9）中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であって、関東運輸局東京運輸支局において一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受け、又は届出を行った法人若しくは個人をいう。

(10) 乗合バス事業者

運送法第 4 条の許可を受け、同法第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「省令」という。）第 3 条の 3 第 1 号に定める路線定期運行を行う者をいう。

(11) 中小貸切バス事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であって、運送法第 4 条又は同法第 43 条の許可を受け、同法第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業又は同法第 3 条第 2 号の特定旅客自動車運送事業を行う法人又は個人をいう。

(12) 中小タクシー事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が

300 人以下であって、運送法第４条の許可を受け、同法第３条第１号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人又は個人をいう。

（13）高速バス路線

省令第３条の３第１号に定める路線定期運行を行うバス路線で、省令第 10 条第１項第１号ロの運賃を適用する路線のうち、専ら一の市町（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さがおおむね 50 キロメートル以上の路線をいう。

（14）車検証

車両法第 58 条第１項及び第２項に規定する、自動車検査証（車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録されたカード）をいう。

（交付対象事業者）

第３条　支援金の交付対象事業者は、それぞれ以下の各号において掲げる要件の全てを満たす事業者又は知事が必要と認める事業者とする。

（１）貨物運送事業者

ア　令和８年７月１日までに事業法に基づく事業の許可を受け、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること。

イ　令和８年 10 月 30 日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（２）乗合バス事業者

ア　令和８年７月１日までに運送法に基づく事業の許可を受けた事業者であること（東京都交通局を除く。）。

イ　令和８年 10 月 30 日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（３）貸切バス事業者

ア　令和８年７月１日までに運送法に基づく事業の許可を受けた中小貸切バス事業者であること。

イ　令和８年 10 月 30 日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（４）タクシー事業者

ア　令和８年７月１日までに運送法に基づく事業の許可を受けた中小タクシー事業者であること。

イ　令和８年 10 月 30 日時点においてアに規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

（交付対象車両）

第４条　支援金の交付対象車両は、それぞれ以下の各号において掲げる要件の全てを満たす車両又は知事が必要と認める車両とする。

（１）貨物運送事業

ア　化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車を除く。）であること。

イ　令和８年７月１日までに次のいずれかの要件を満たしており、車検証に記録された有効期間の満了する日が同日以降であること。

（ア）関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第４条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受けた自動車

（イ）軽自動車検査協会東京主管事務所又は管内支所において車両法第 58 条に規定する検査を受けた軽自動車

ウ　前条第１号アに定める事業の用に供する自動車であること。

エ　前条第１号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

（２）乗合バス事業

ア　化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。

イ　令和８年７月１日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第４条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受けた自動車であり、車検証に記録された有効期間の満了する日が同日以降であること。

ウ　前条第２号アに定める事業の用に供する自動車であること。ただし、第２条第 13 号に定める高速バス路線に係る事業の用に供する自動車は除く。

エ　前条第２号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

（３）貸切バス事業

ア　化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。

イ　令和８年７月１日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第４条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受けた自動車であり、車検証に記録された有効期間の満了する日が同日以降であること。

ウ　前条第３号アに定める事業の用に供する自動車であること。

エ　前条第３号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

（４）タクシー事業

ア　化石燃料を使用して自ら走行する自動車であること。

イ　令和８年７月１日までに関東運輸局東京運輸支局又は管内自動車検査登録事務所において車両法第４条に規定する登録及び同法第 58 条に規定する検査を受

けた自動車であり、車検証に記録された有効期間の満了する日が同日以降であること。

ウ　前条第４号アに定める事業の用に供する自動車であること。ただし、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第２条第２項に定めるハイヤーとしてのみで事業の用に供する自動車は除く。

エ　前条第４号に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用していること。

（交付額）

第５条　前条に規定する車両に対する交付額は、それぞれ別表のとおりとする。

（交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）が交付申請を行うときは、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書」（第１号様式）に次に定める資料を添えて、別に定める期日までに申請を行わなければならない。

（１）申請対象車両一覧（第２号様式の１、第２号様式の２、第２号様式の３又は第２号様式の４）

（２）許可書等

ア　貨物運送事業

一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書の写し若しくは変更等届出書の控えその他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

イ　乗合バス事業

一般乗合旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

ウ　貸切バス事業

一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

エ　タクシー事業

一般乗用旅客自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書その他これらに準ずるものとして知事が認める書類のいずれかの写し

（３）申請車両の車検証の自動車検査証記録事項が記録された部分の写し

（４）法人事業概況説明書又は会社事業概況書の写し、履歴事項全部証明書（法人のみ）

（５）支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
（６）誓約書（第３号様式）
（７）申請事業者が区市町村から委託、助成等を受けて実施するコミュニティバス事業等の用に供する車両について申請する場合、当該区市町村が発行した確認書（第４号様式）
（８）各団体の協会や支部が取りまとめて郵送申請する場合、同封した申請書類の申請者一覧（第４号様式の２）

（申請を行えない場合）
第７条　申請事業者が、本支援金申請時において、本支援金と同種の支援（保有車両に対する燃料費高騰分の支援）を、都内他の自治体に申請している場合においては、本支援金の申請は行えないものとする。ただし、当該申請を、本支援金の申請前に取り下げている場合は、この限りでない。

（暴力団等の排除）
第８条　次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。
（１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（状況報告及び調査）
第９条　知事は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請事業者に対してその報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

（交付決定兼交付額確定）
第 10 条　知事は、第６条の規定による申請があったときは、審査を行い、その適否の決定及び交付額の確定をし、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定兼交付額確定通知書」（第５号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請事業者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。ただし、不交付とした場合には、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金不交付決定通知書」（第６号様式）により申請事業者に理由を付して通知するものとする。

（申請の撤回等）

第 11 条　申請事業者は、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請撤回書」（第７号様式）を提出することにより、申請の撤回を行うことができる。

２　前項に規定する場合において、規則第９条の規定による申請を撤回できる期間は、交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過する日までとする。

３　第６条の規定による申請に不備がある、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対して必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から２週間以内に補正が行われなかった場合は、第１項による申請の撤回があったものとみなす。

４　前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、当該振込不能の状態が２週間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第１項による申請の撤回があったものとみなす。

５　第１項及び前２項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

（交付決定の取消及び返還命令）

第 12 条　知事は、申請事業者が、次のいずれかに該当したときは、当該申請者に対して「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消書」（第８号様式）を交付することにより、当該交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支援金の交付を受けている場合には、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金返還命令書」（第９号様式）を交付することにより、速やかにその返還を命じるものとする。

（１）偽りその他不正の手段によることが明らかであるとき。

（２）第３条各号の要件及び第４条各号の要件に該当しないことが判明したとき。

（３）交付申請書又は第６条各号の添付書類の内容について、事実と異なることが判明したとき。

（４）第８条各号に該当したとき。

（５）規則第９条の規定による申請の撤回があったとき。

（６）その他この要綱の規定又は第 10 条の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

（書類の整備等）

第 13 条　申請事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、５年間保存しなければならない。

３　申請事業者が法人の場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間

に当該法人が解散したときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附　　則（令和 4 年 12 月 14 日付 4 都市基調第 630 号）

この要綱は、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。

附　　則（令和 5 年 8 月 25 日付 5 都市基調第 404 号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。

附　　則（令和 5 年 11 月 10 日付 5 都市基調第 570 号）

この要綱は、令和 5 年 11 月 10 日から施行する。

附　　則（令和 5 年 12 月 27 日付 5 都市基調第 718 号）

この要綱は、令和 5 年 12 月 27 日から施行する。

附　　則（令和 6 年 11 月 8 日付 6 都市基調第 626 号）

この要綱は、令和 6 年 11 月 15 日から施行する。

附　　則（令和 7 年 1 月 24 日付 6 都市基調第 773 号）

この要綱は、令和 7 年 1 月 24 日から施行する。

附　　則（令和 7 年 4 月 2 日付 7 都市基モ第 52 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。

附　　則（令和 7 年 9 月 26 日付 7 都市基モ第 269 号）

この要綱は、令和 7 年 9 月 26 日から施行する。

附　　則（令和 8 年 3 月 31 日付 7 都市基モ第 765 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（令和８年７月 23 日付８都市基モ第 86 号）

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年 10 月 30 日から施行する。

（要綱の効力）

2　交付申請のあった支援金の交付に関しては、交付申請のあった時点の交付要綱に基づき、その事業終了までの間、効力を有する。

別表

種別	交付額
一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車	１台当たり　34,500 円
貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車	１台当たり　12,000 円
一般乗合、一般貸切又は特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車	１台当たり　52,500 円
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車	１台当たり　18,000 円